

日本鉱物科学会表彰に関するガイドライン

1. 本学会は、日本鉱物科学会運営細則第 39 条に規定された、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献が認められた個人あるいは団体に対して、日本鉱物科学会表彰を授与する。
2. 会員は、個人あるいは連名で、鉱物学の普及あるいは本学会への多大なる貢献があった個人あるいは団体を、日本鉱物科学会表彰対象者あるいは団体として推薦することができる。その際、推薦理由を具体的に示した任意の様式の推薦書を事務局に提出する。推薦は随時受け付ける。
3. 推薦があった場合、庶務幹事は直近の評議員会に提案し、多数決を持って授与の可否を決する。日本鉱物科学会表彰授与者あるいは団体には、総会において賞状を授与する。

平成 26 年 9 月 25 日制定